

## 伊東市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の運用について

### 1 趣旨

伊東市建設工事執行規則（昭和61年伊東市規則第15号）第22条第2項及び伊東市建設工事請負契約約款第10条第2項に規定する現場代理人の常駐義務を緩和する場合の運用については、次のとおりとする。

### 2 工事現場における常駐の免除について

次に掲げる期間においては、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場に常駐する必要がないものとして取扱う。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3項目に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

### 3 他の工事の現場代理人との兼務を認める場合の条件

次の要件を全て満たす場合は、現場代理人の常駐義務を緩和することができる。

- (1) 同一の者を現場代理人として配置できる工事は2件までとし、いずれも伊東市（上下水道部を含む。）発注工事であること。
- (2) 専任の主任技術者を必要とする建設工事の規定（建設業法施行令第27条第1項に規定する工事1件の金額）未満の工事であること。
- (3) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。

### 4 申請

契約後、現場代理人の兼務を希望する者は当該工事の監督員及び兼務する他の工事の監督員と協議し、「現場代理人の兼務申請書」（別記様式）により承諾を得た上で、現場代理人通知書とともに工事担当課に提出すること。

承認を受けた受注者は承認後、兼務元にその旨を書面で通知（決裁後の申請書の写し等）し、周知すること。

### 5 緩和を認めない要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、緩和を認めないこととする。

- (1) 受注者が過去2年度及び本年度に、伊東市指名停止等措置要綱（平成9年伊東市告示第18号）に基づく入札参加停止を受けたことがある場合
- (2) 受注者が過去2年度及び本年度に完成した伊東市発注工事において、工事成績評定6.4点以下の工事がある場合
- (3) 低入札価格調査制度の対象となる案件で、調査基準価格を下回る入札を行った場合
- (4) 工事内容及び工事における特殊性、その他やむを得ない事由により発注者が承認しない場合

## 6 安全管理等

現場代理人の兼務を認められた者は、次に掲げる事項を遵守し、安全管理等により一層配慮することとする。

- (1) 対象工事のいずれかに常駐しなければならない。また、工事担当課の監督員が求めた場合は、指定した工事現場に常駐しなければならない。
- (2) 発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。

## 7 その他

- (1) 設計変更等により兼務している請負代金額の合計が、専任の主任技術者を必要とする建設工事の規定以上となる場合は、現場代理人の変更を行うこと。
- (2) 建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。
- (3) 虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合は、緩和措置を取り消すとともに、工事成績評定への反映を行うとともに、契約解除や入札参加停止等の措置をとることがある。

## 附 則

この運用は令和8年4月1日から施行する。